

第一百四十回

参議院大蔵委員会議録第九号

平成九年五月七日(水曜日)

午後零時三十五分開会

委員の異動

四月一日

辞任

三浦

一水君

照屋

寛徳君

志苦

金田

勝年君

補欠選任

今井

澄君

志苦

裕君

ことができる」とされている取引又は行為に係る支払等である場合を除き、政令で定めるところにより、本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者若しくは非居住者又は非居住者との間で支払等をしようとする居住者に対して、当該支払又は支払等について、許可を受けられる義務を課すことができる。

第十七条 銀行等は、その顧客の支払等が、次の各号に掲げる支払等のいずれにも該当しないことと、又は次の各号に掲げる支払等に該当するとの認められる場合には当該各号に定める要件を備

3 一項第七号ハに掲げる支払手段が入力されている
証票等を含む。」を加え、「又は輸入」を「又は輸
入」に改め、同条に次の二項を加える。

券の取得を「居住者による非居住者に対する証券の譲渡」に改め、「同項において同じ。」を削り、同条第九号中「次条第一項第一号及び第二十二条第一項第七号において同じ。」を削る。
第二十一条の見出しを「大蔵大臣の許可を受けける義務を課する資本取引等」に改め、同条第一項を次のように改める。

前二項の規定により許可を受ける義務を課す
ことができる」ととされる支払等についてこ
れらの規定の二以上の規定により許可を受ける
義務が課された場合には、当該支払等をしよう
とする者は、政令で定めるところにより、当該
二以上の規定による許可の申請を併せて行うこ
とができる。この場合において、主務大臣は、
当該申請に係る支払等について許可を受ける義
務を課すこととなつた事情を併せ考慮して、
許可をするかどうかを判断するものとする。
第十六条の次に次の一条を加える。

二 第二十一條第一項又は第二項の規定により
許可を受ける義務が課された第二十条に規定する
資本取引に係る支払等 当該許可を受け
ていること。

三 その他この法律又はこの法律に基づく命令の
規定により許可若しくは承認を受け、又は
届出をする義務が課された取引又は行為のうち
政令で定めるものに係る支払等 当該許可を受けて
いること。

の規定に基づく命令の規定により大蔵大臣の許可を受けたものである場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出又は輸入の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならない。

第十八条を第十九条とし、第十七条の二の次に次の一条を加える。

(銀行等の本人確認義務等)

大蔵大臣は、居住者又は非居住者による資本取引（第二十四条第一項に規定する特定資本取引に該当するものを除く。）が何らの制限なしに行われた場合には、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行することを妨げ、又は国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与することを妨げることとなる事態を生じ、この法律の目的を達成することが困難になると認めるときは、政令で定めるところにより、当該資本取引を行おうとする居住者又は非居住者に対し、当該資本取引を行うことについて

第十六条の二 主務大臣は、前条第一項の規定により許可を受ける義務を課した場合において、当該許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行つた者が再び同項の規定により許可を受ける義務が課された支払等を当該許可を受けないで行うおそれがあると認めるとき

2 前項の規定は、郵政官署が郵便為替業務又は郵便振替業務において行うその顧客の支払等に係る為替取引について準用する。
第十七条の次に次の一条を加える。
(確認のための是正措置等)

らかじめ、当該顧客に対し、当該顧客の真偽を確認する書類の提示を求めて当該顧客の真偽を確認するよう努めなければならない。

前項の規定は、郵政官署が郵便替業務又は郵便替業務においてその顧客と同項に規定する支払に係る替取引を行おうとする場合につ

第二十一条第二項中「大蔵大臣は、前項の許可を受けなければならない資本取引以外の」を「前項に定める場合のほか、大蔵大臣は、居住者又は非居住者による同項に規定する」に、「第二十四条第一項に規定する資本取引に該当する」を「特別国際金融取引勘定で經理される」に、「認められるときと

本邦から外国へ向けた支払銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の政令で定める金融機関（以下「銀行等」という。）又は郵政官署が行う為替取引によつてされるものを除きは、その者に対し、一年以内の期間を限り、

第十七条の二 大蔵大臣は、銀行等が前条第一項の規定に違反してその顧客の支払等に係る為替取引を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、当該銀行等に対し、同項の確認が適切に行われるための措置をとることを命ずることができる。

3 いて準用する。

第一項の規定は、本邦において両替業務（業として外國通貨又は旅行小切手の売買を行ふこと）をいう。第五十五条の二において同じ。）を行ふ者がその顧客との間で両替（政令で定める規模のものを除く。）を行おうとする場合について

3 前項の「特別国際金融取引勘定」とは、銀行その他他の政令で定める金融機関が、非居住者(外國人)に限りを認めるときは、政令で定めるところにより、「行う居住者」を行おうとする居住者(外國人)に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同条第三項を次のように改める。

2 大蔵大臣は、前項の規定による命令を銀行等に對してする場合において必要があると認めるときは、同項の措置がとられるまでの間、当該銀行等に對し外国為替取引に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該銀行等の当該業務の内容を制限することができる。

て準用する。
第二十条の見出しを「(資本取引の定義)」に改め、同条第一号中「及び第二十二条第二項」を「、次条第三項及び第五十五条の三第一項」に、「第二十二条及び第二十三条」を「次条第三項及び第五十五条の三第一項」に改め、同条第五号中「外貨証

国法令に基づいて設立された法人その他政令で定める者に限る。以下この項及び次項において同じ。)から受け入れた預金その他の非居住者が、調達した資金を非居住者に対する金銭の貸付け、非居住者からの証券の取得その他の非居住者との間での運用に充てるために行う次に掲げる

第十七条を次のように改める
(銀行等の確認義務等)

第五部 大蔵委員会会議録第九号 平成九年五月七日 【参議院】

【參議院】

しくは支払等を行い、若しくは行つた者又は関

係人に対し、当該取引、行為又は支払等の内容

その他の当該取引、行為又は支払等に関連する事

項についての報告を求めることができる。

(对外の貸借及び国際收支に関する統計)

第五十五条の九 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、对外の貸借及び国際收支に関する統

計を作成し、定期的に、内閣に報告しなければ

ならない。

2 大蔵大臣は、前項に規定する統計を作成するため必要があると認めるときは、政令で定める

ところにより、関係行政機関その他の者に対

し、資料の提出を求めることができる。

第六十六条の中「基く」を「基づく」に改め、「日

本銀行又は外国為替公認銀行」を削る。

第六十七条を次のように改める。

(許可等の条件)

第六十七条 主務大臣は、この法律又はこの法律の規定に基づく命令の規定による許可又は承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、同項の許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要なものでなければならぬ。

第六十八条第一項中「外国為替公認銀行、両替商」を「外国為替業務を行う者」に、「を行ふことを営業とする」を「又は行為を業として行う」と、「又は工場にその営業時間中」を「工場その他の施設」に改める。

第六十九条第一項中「又は外国為替公認銀行」を削り、同条第三項中「及び外国為替公認銀行」を削る。

第六十九条の二を次のように改める。
(電子情報処理組織による手続の特例等)
第六十九条の二 主務大臣は、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定による主務大臣に対する報告及び届出その他の手続であつて政令で定めるもの(次項において「特定手続等」といふ)又はこの法律若しくはこの法律に基づく命

令の規定による处分の通知であつて政令で定めるもの(第三項において「特定通知」という。)に

ついては、政令で定めるところにより、電子情

報処理組織(主務大臣の指定する電子計算機(入

出力装置を含む。次項において同じ。)と、この

法律の適用を受ける取引、行為若しくは支払等

を行う者又はその者の代理人(第三項において「対外取引者等」という。)の使用に係る入出力裝

置と電気通信回線で接続した電子情報処理組

織をいう。)を使用して行わせ、又は行うことが

できる。

2 前項の規定により行われた特定手続等は、同

項の対外取引者等の使用に係る入出力装置に備

えられたファイルへの記録がされた後通常その

がされた時に主務大臣に到達したものとみな

す。

3 第一項の規定により行われた特定手續等は、同

項の対外取引者等の使用に係る入出力装置に備

えられたファイルへの記録がされた後通常その

出力に要する時間が経過した時に当該対外取引

者等に到達したものと推定する。

第六十九条の四第二項を削り、同条第一項を第

二項とし、同項の前に次の二項を加える。

二 次の各号に掲げる主務大臣は、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため

特に必要があると認めるときは、当該各号に定

める規定の運用に関し、外務大臣に意見を求める

ことができる。

一 主務大臣 第十六条第一項又は第二十五条

第四項
二 大蔵大臣 第二十二条第一項
三 通商産業大臣 第二十四条第一項

第六十九条の四に次の二項を加える。

一 外務大臣は、国際平和のための国際的な努力

に我が国として寄与するため必要があると認めるときは第一号から第三号までに掲げる規

定の運用に関しそれぞれ第一号から第三号まで

に定める主務大臣に、国際的な平和及び安全の維持のため必要があると認めるときは第四

号に掲げる規定の運用に関し同号に定める主務

大臣に、意見を述べることができる。

一 第十六条第一項又は第二十五条第四項 主

務大臣

二 第二十二条第一項 大蔵大臣

三 第二十四条第一項 通商産業大臣

四 第二十五条第一項若しくは第二項又は第四

十八条第一項若しくは第二項 通商産業大臣

五 第七十一条第一号を削り、同条第二号中「取引」を「支払等」に改め、同号を同条第一号とし、同条第十五号中「第二十

三条第五項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)を第二十三条第七項に、「資本取

引をした」を「対外直接投資を行つた」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第十六号中「第二十

三条第七項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)を第二十三条第九項に、「資本取

引をした」を「対外直接投資を行つた」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十七号中「第二十

三条第一項(第二十四条第四項において準用する場合を含む。)を第二十三条第九項に、「資本取

引をした」を「特定資本取引」に改め、同号を同条第十四

号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第十六条の二の規定による支払等の禁止に違反して、又は同条の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで支払等をした者

五 第十七条の二第二項の規定による停止又は制限に違反して、外国為替取引に係る業務を行つた者

六 第七十一条第八号を削り、同条第九号中「第十八

条第一項」を「第十九条第一項」に、「支払手段、証券又は貴金属を輸出し」を「同条第一項に規定する支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出し」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号及び第十

一号を削り、同条第十二号中「第二十一条第二項」を「第二十一条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 第二十二条第一項の規定による資本取引の禁止に違反して、又は同項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで役務取引等を行つた者

九 第二十二条第二項の規定に違反して経理した者

十 第七十一条第二十号の二を第十九号とし、第二

十号の三を第二十号とし、第三十二号を第三十五

号とし、第三十一号の二を第三十四号とし、第二

十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、

第二十八号の二を第三十号とし、第二十五号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二

号の三を第二十号とし、第三十二号を第三十五

号とし、第三十一号の二を第三十四号とし、第二

十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、

第二十八号の二を一号ずつ繰り下げ、同条第二

号の三を第二十号とし、第三十二号を第三十五

号とし、第三十一号の二を第三十四号とし、第二

十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、

第二十八号の二を一号ずつ繰り下げ、同条第二

号の三を第二十号とし、第三十二号を第三十五

号とし、第三十一号の二を第三十四号とし、第二

十九号から第三十一号までを二号ずつ繰り下げ、

第二十八号の二を一号ずつ繰り下げ、同条第二

号の三を第二十号とし、第三十二号を第三十五

号とし、第三十一号の二を第三十四号とし、第二

七条の二」を「同条第十二項」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第二十号の次に次の一号を加える。

に改め、同条を第七十二条とし、同条の次に次の
一条を加える。

十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。又は同項に規定する取引が、新法第二十一条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項若しくは

該当するものであるときは、当該旧法事前審査

二十一 第二十五条の二第四項の規定による役務取引等の禁止に違反して、又は同項の規定に基づき、命令の見返りによる手当を下すなどして

円以下の過料に処する。

の内訳三十二万九千円を記載する。

役務取引等をした者
第七十一条を削る。
第七十二条第一号から第八号までを次のように
改める。

二 第五十五条の三第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第六十七条第一項の規定により付した条件に違反した者

第十九条第三項の規定による届出をせず
又は虚偽の届出をして、同条第一項に規定す
る支払手段又は証券若しくは貴金属を輸出
し、又は輸入した者

(施行期日)
附 則
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(経過措置)
第二条 この法律による改正前の外國為替及び外國貿易管理法(以下「旧法」という。)第十六条第三項又は第二項の規定に基づく命令の規定によつて

四 第五十五条の三第五項の規定による帳簿書類を作成せず、これに同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は二

り許可を受けた支払又は支払の受領(以下この法律において「支払等」という。)が、この法律による改正後の外国為替及び外國貿易法(以下「新

五 第五十五条の四の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
これを保存しなかつた者

法」という。第十六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されたものに該当する場合には、当該義務

六 第五十五条の五第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者(同条第二項)の規定により外国投資家とみなされる者を含

私等は、政令で定めるものを除き、これらの命令の相当規定により許可を受けたものとみなす。

む。) 七 第五十五条の六第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 この法律の施行の際現にされている旧法第十六条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請に係る支払等が、新法第十三

八 第五十五条の七の規定に基づく命令の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六条第一項から第三項までの規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課されたものに該当する場合には、当該申請については、こ

第七十二条第九号を削り、同条第十号中「第六十七条」を「第五十五条の八」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とし、第十

これをこれらの命令の相当規定によりされた許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。

二号を第十一号とし、同条を第七十七条とする。

条第二項若しくは旧法第二十四条第一項の規定に基づく命令の規定又は旧法第二十五条第三項の規定による許可を受けた資本取引(旧法第一

2 旧法事前審査対象資本取引が、新法事前審査対象外直接投資に該当するものであって、届

出手続完了資本取引に該当するものでないことを除くは、当該旧法事前審査対象資本取引に係る届出について、これを当該届出がされた日ににおいて新法第二十三条第一項の規定によりされたものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引についてあつた旧法第二十三条第二項の規定によると、勧告又は同条第四項の規定による通知（同条第五項に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。）は、それぞれ新法第二十三条第四項の規定による勧告又は同条第六項の規定による通知とみなす。

第五条 旧法事前審査対象資本取引が、新法第十一條第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された資本取引（次項による。）に「新法許可対象資本取引」として

引(引取済申立て「新古言文書資本取引」)し
う。)に該当するものであつて、届出手続完了した
本取引に該当するものであるときは、当該旧法
事前審査対象資本取引(旧法第二十三条第五項
に規定する内容の変更を応諾する旨の通知がさ
れ、又は同条第七項の規定により内容の変更を
命じられたものにあっては、これらの変更がさ
れた後のものは、政令で定めるものを除き、
新法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づ
く命令の規定による許可があつたものとみなす。

2. 旧法事前審査対象資本取引が、新法許可対象資本取引に該当するものであって、届出手続完了した資本取引に該当するものでないときは、当該

旧法事前審査対象資本取引に係る旧法第二十一項の規定によりされた届出については、これを新法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定による許可の申請とみなして、新法の規定を適用する。この場合において、当該旧法事前審査対象資本取引について、当該旧法第二十三条第二項の規定による勧告を除く。)に規定する勧告を応諾する旨の通知を除く。)は、なかつたものとみなす。

3 前二項の規定は、施行日前に旧法第二十四条第二項の規定によりされた届出に係る資本取引でこの法律の施行の際現に行われていないもののが、新法第二十四条第一項又は第二項の規定に基づく命令の規定により許可を受ける義務を課された同条第一項に規定する特定資本取引に該当するものである場合について準用する。

第六条 旧法第二十二条第二項の規定により設けた特別国際金融取引勘定は、新法第二十一条第三項に規定する特別国際金融取引勘定とみなす。

第七条 旧法第十五条に規定する外国為替公認銀行又は両替商が施行日前に行つた旧法の適用を受ける業務に係る同条の規定による報告については、なお従前の例による。

2 旧法第二十六条第三項若しくは第二十九条の規定又は両替商が施行日前に行つた旧法の適用を受ける業務に係る同条の規定による報告については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるる事項に係るこの法律の施行後にした行為にに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

〔関税定率法の一部改正〕

第十条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第五号の二を削る

(農林中央金庫法の一部改正)
第十一條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四
十二号)の一部を次のように改正する。

(商工組合中央金庫法の一
部改正)
第十三条第六項を削る。

第十二條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律)

（農業協同組合法の一部改正 第二十一条第六項を削除）

第十三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三二二号)の一部の文(二二二条三項)。

百三十二号)の一部を次のよう改正する。

に改め、同条第二十四項中「第二十項ただし書

及び第二十項】を第十九項ただし書及び第十一項に改め、同条第十八項を削る。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第十四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のよう改正する。

る。

第九条の八中第十一項を削り、第十二項を第十一項とする。

第九条の九第六項中「及び第十項から第十一

「項目まで」を「第十項及び第十一項」に改める。
（協同組合二社の金銭事業二回十社の去車）

改正(銀行総合化による金融事業に関する法律)――

第十五条 協同組合による金融事業に関する法律

(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次の
よう改定する。

第三条第一項第一号中「ものとし、外國為替

及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十条第一項（外国為替業務の認可

等)の認可を受けて行う事業を除く」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部
改正に伴う経過措置)

正二十一

「外国為替及び外國貿易法」に改める。

第五条第二項中「外国為替公認銀行（外國為替及び外國貿易管理法第十一條に規定する外國為替公認銀行をいいう。以下同じ。）及び外國に有る外國銀行（以下「外國為替公認銀行等」と総称する。）を「銀行等（外國為替及び外國貿易法第六条の二に規定する銀行等をいう。以下同じ。）及び外國に有る外國銀行（以下「金融機関」といいう。）に、「貸越」を「貸越し」に、「基づく」を「基づくに」に、「本項中」を「この項において」に、「又は」を「又は」に、「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」に改め、同条第三項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」、「借越」を「借越し」に、「基づく」を「基づくに」、「又は」を若しくは「に」、「又」を「又は」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第四項中「外國為替公認銀行等」を「金融機関に」に改める。

第六条第二項中「取扱い」を「取扱いに」、「外國為替公認銀行」を「銀行等」に改める。

第八条第一項中「外國為替及び外國貿易管理法第七条第一項又は第二項を「外國為替及び外國貿易法第七条第一項」に改める。

附則第十一項中「基き」を「基づき」に、「外國為替及び外國貿易管理法」を「外國為替及び外國貿易法」に改める。

（日本開発銀行法の一部改正）

第二十条　日本開発銀行法（昭和二十六年法律第二百八号）の一部を次のように改定する。

第十九条の二を削る。

（信用金庫法の一部改正）

第二十一条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百八十八号）の一部を次のように改定する。

第五十三条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を第十六項とする。

第五十四条第十二項中「第十七項まで」を「第十六項まで」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改める。

「外国為替及び外國貿易法」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第三十三条(通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号))の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「管理」の下に「及び調整」を加える。
第四条第十二号中「を管理」を「の管理及び調整を」に改める。
第五条第一項第八号中「又は制限」を「制限し、又は調整」に改める。

平成九年五月十三日印刷

平成九年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C